

平成28年度 海外展開アドバイザー事業
「海外展開準備助成金」募集要領

1. 助成金の概要

(1) 助成金の目的

この助成金は、市内中小企業者等が海外展開について準備または検討する際に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付することにより、中小企業者等の海外展開を支援し、もって市内工業の振興に寄与することを目的としています。

(2) 助成対象者

助成金の交付を受けることが出来る中小企業者は、相模原市内に事業所を有して1年以上経過し、相模原市が課税する法人市民税もしくは市民税を完納している製造業又は情報通信業を営む者とする。 ※ 中小企業者とは、「中小企業基本法」の定義に基づく。

(3) 助成対象経費

助成対象となる経費は、平成28年度中に、海外展開を準備または検討する際に必要な専門家やコンサルティング会社等に支払う次の経費とします。

- ・ 市場調査、法務税務調査
- ・ 海外展開事業計画策定、指導
- ・ 法人設立、各種許認可申請
- ・ 会社案内、ホームページ等の外国語への翻訳
- ・ その他、海外展開に掛かる費用の内、理事長が認めたもの

※ 注意事項

- ・ 予算の範囲内での交付となりますので、予算額に達した時点で受付終了となります。
- ・ 展示会出展の出展費用（小間代金）については、対象となりません。
- ・ 他の助成金制度を申請している場合は交付対象となりません。

(4) 助成額及び助成率

助成金の額は、予算の範囲内で、上限を10万円とし、助成率は助成対象経費の2分の1以内とします。また、助成回数は年度内1回を限度とします。

2. 申請方法

受付期限は 平成29年1月20日（金）（必着）とします。期限内に予算金額に満たない場合は、事後、予算金額に達するまで、随時、申請を受付します。

(1) 海外展開準備助成金申請書の提出

助成を受けようとする方は、下記の書類を添付して、「海外展開準備助成金申請書（様式第1号）」を提出（持参または郵送）してください。

（添付書類）

- ・ 専門家またはコンサルティング会社等からの見積書（提案書）等

- 商業登記簿謄本（写し可）
- 申請日直近の事業年度の法人市民税（個人事業者は市民税）の納付済領収書、又は納税証明書（写し可）

(2) 海外展開準備助成金交付決定通知書の受領
申請内容を審査し、財団より申請者に通知します。

(3) 海外展開準備助成金交付請求書の提出

助成金の交付を受けようとするときは、専門家等による支援完了後に、下記の書類を添付して、「海外展開準備助成金交付金請求書（様式第3号）」を提出（持参または郵送）してください。

（添付書類）

- 専門家等による支援の内容が把握できる資料
- 領収書の写し等、支出を証する書類
- その他理事長が必要とする書類

※ 申請書類（海外展開準備助成金申請書・海外展開準備助成金交付請求書）はホームページからダウンロードしてください。

※ 申請書類の提出の方法は、持参又は郵送に限ります。（FAX、Eメールは不可）

※ 提出された書類等は一切返却しません。

(4) 助成金の支払い時期

助成金の支払いは、海外展開準備助成金交付請求書の受付後、随時対応いたします。

3. その他

(1) 申請内容の変更等

申請者の名称・代表者・住所や助成金交付申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに当財団に届け出てください。届け出なく変更した場合は、交付決定の全部又は一部を取消すことがあります。

(2) 交付決定の取消し

偽り・不正の手段により助成金の交付を受けようとしたとき、法令等に違反したとき、財団の指示に従わないときなどは、交付決定は取消しとなり、すでに助成金が交付されているときはその返還を求めることがあります。

書類の提出先及び問合せ先

〒252-0239 相模原市中央区中央3丁目12番3号 相模原商工会館本館4階

公益財団法人相模原市産業振興財団

電話：042-759-5600 FAX：042-759-5655

Eメール：monodukuri@ssz.or.jp